平成２１年（フ）第１４５３号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地11―104、申立前の住所京都市山科区川田土仏７番地25
債務者　新谷　正美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７５号
京都市西京区御陵谷町32番地２　シャルレ５番館203山内直美方、住民票上の住所京都府向日市物集女町出口39番地の26
債務者　窪田　泰昌
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９３号
京都府八幡市男山香呂６番地　A36―301
債務者　斉藤浅太郎こと斎藤浅太郎こと齋藤浅太郎こと　齋藤淺太郎
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０５号
京都府向日市上植野町御塔道６―２　プロパティ99　101号室、住民票上の住所京都府向日市森本町下町田17番地
債務者　安田造園こと　安田　　均
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４５号
京都市伏見区竹田田中宮町34番地　市営住宅６棟302
債務者　野口　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６７号
京都市山科区四ノ宮川原町10番地の６
債務者　今井　豊子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３２号
京都市伏見区小栗栖南後藤町88番地２
債務者　あかりこと　小園　和明
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1084番地
債務者　佐藤フジ子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４２号
奈良県吉野郡下市町大字善城52番地の２
債務者　更谷　　愛（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１５７号
広島県呉市阿賀南８丁目18番２号
債務者　城垣内惠子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６７号
広島県江田島市江田島町宮ノ原３丁目12番34号
債務者　野中　　明
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７２号
広島県呉市北塩屋町４番18号
債務者　永見　節子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７３号
広島県竹原市高崎町2417番地452
債務者　遠藤　　悟
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第５６９号
大分県由布市湯布院町川上3082番地１
債務者　大塚　和夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２８号
山形県新庄市十日町6385番地の69
債務者　古川　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２７０号
兵庫県伊丹市西野１丁目59番地
債務者　福崎興業こと福崎栄吉こと　琴　　榮吉
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２７９号
兵庫県伊丹市昆陽７丁目107番地の１
債務者　亀岡由美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３５号
兵庫県伊丹市南町１丁目２番18―101号
債務者　中井　誠一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　神戸地方裁判所伊丹支部